

奈良市公報

第 3 6 6 号

(平成30年10月後半分)

平成30年11月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社 春日

目次

告 示

- 放置自転車等の保管…………… 1
- 生活保護法の規定による医療機関の指定（2件）…… 1
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了…………… 2
- 道路の位置指定…………… 3
- 住民票の職権消除（2件）…………… 3
- 町の区域の変更（2件）…………… 3
- 農用地利用集積計画の決定…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 歴史的風致形成建造物の指定…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）…… 5
- 道路の位置指定（2件）…………… 6
- 狂犬病予防法の規定による飼育者不明の犬の収容…… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）
…………… 6
- 督促状の公示送達…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 奈良市営墓地使用者の募集…………… 8
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
近鉄西大寺駅南土地地区画整理審議会委員選挙において
選挙すべき委員の数…………… 9
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の再
開の届出…………… 9
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届
出…………… 10
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届
出…………… 10
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の
廃止…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了（2件）…………… 11
- 住居表示を実施すべき区域等の決定…………… 11

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 11

教 育 委 員 会

- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則…………… 12

告 示

奈良市告示第569号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年10月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年10月14日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJ R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成30年10月16日掲示済)

奈良市告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年10月16日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|------------|--------------------|-----------|
| 市立奈良病院（歯科） | 奈良県奈良市東紀寺町一丁目50番1号 | 平成30年8月1日 |

(平成30年10月16日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年10月16日

奈良市告示第571号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|------------|----------------------------------|-------------|
| いぬいクリニック | 奈良県奈良市疋田町二丁目1番5号 | 平成30年10月1日 |
| おおまえ医院 | 奈良県奈良市大宮町三丁目1番33号 エクセレンスビル1F-N号室 | 平成30年10月25日 |
| たけはら歯科 | 奈良県奈良市朝日町一丁目5番1号 | 平成30年10月1日 |
| あやめ池薬局 | 奈良県奈良市疋田町二丁目1番5号 | 平成30年10月1日 |
| スギ薬局 富雄三松店 | 奈良県奈良市三松四丁目880番地の3 | 平成30年10月1日 |

(平成30年10月16日揭示済)

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅及び近鉄大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年10月16日揭示済)

奈良市告示第572号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年10月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年10月16日

奈良市告示第573号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成30年10月17日

奈良市長 仲川元庸

| 指定日 | 医師の氏名 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 診療科目 (障害名) |
|-------------|-------|---------------|-------------|---|
| 平成30年10月15日 | 川添 哲央 | 奈良リハビリテーション病院 | 奈良市石木町800番地 | 脳神経外科 リハビリテーション科 (音声・言語機能障害、そしゃく機能障害) |

(平成30年10月17日揭示済)

奈良市告示第574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年10月17日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年8月16日 奈良市指令整開 第18A-20号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年10月17日 第1656号

公共施設 平成30年10月17日 第804号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法華寺町396番3、396番4、396番10及び397番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町404番地

福井 利子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市法華寺町396番4の一部

(平成30年10月17日揭示済)

奈良市告示第575号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成30年10月18日

奈良市長 仲川 元庸

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市柏木町519番地の23 |
| 申請者氏名 | 株式会社 吉川商事 代表取締役 吉川 彰浩 |
| 道路の位置 | 奈良市法蓮町330番1及び330番6から 330番10までの各一部 |
| 道路の幅員 | 最大6.00m 最小6.00m |
| 道路の延長 | 29.08m |
| 指定年月日 | 平成30年10月18日 |
| 指定番号 | 第H3006号 |

(平成30年10月18日揭示済)

奈良市告示第576号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

平成30年10月18日

奈良市長 仲川 元庸
記

事件本人

省略

(平成30年10月18日揭示済)

奈良市告示第577号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

平成30年10月18日

奈良市長 仲川 元庸
記

事件本人

省略

(平成30年10月18日揭示済)

奈良市告示第578号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、平成30年10月22日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

なお、別表の関係区域は、別図1(変更前)及び別図2(変更後)のとおりです。

平成30年10月19日

奈良市長 仲川 元庸

別表

| 他の町を編入する町 | 他の町に編入される町 | 編入される区域 |
|-----------|----------------------------|--|
| 日笠町 | 大野町 (一部) 此瀬町 (一部) | 大野町1番地の一部、2番地、3番地の一部、4番地の1の一部、4番地の2、5番地、6番地及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部 此瀬町690番地の一部、691番地の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路、堤である市有地の一部 |
| 此瀬町 | 日笠町 (一部) 大野町 (一部) | 日笠町665番地の一部、1192番地の一部、1193番地及びこれらの区域に隣接介在する水路である市有地の一部 大野町1番地の一部、3番地の一部、4番地の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部 |
| 横田町 | 此瀬町 (一部) | 此瀬町700番地の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路、堤である市有地の一部 |

別図1及び別図2 省略

(平成30年10月19日揭示済)

奈良市告示第579号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、平成30年10月22日から本市内の区域のうち町の

別表

| 他番地の町を編入する町 | 他番地の町に編入される町 | 編入される区域 |
|-------------|--------------|---|
| 大野町 | 日笠町 (一部) | 日笠町695番地の1の一部、696番地の1の一部、699番地の一部、711番地、712番地の1、715番地の一部、716番地の一部、717番地、718番地の一部、719番地から721番地まで、722番地の一部、723番地の一部、724番地、725番地・727番地合併、726番地、728番地・729番地合併、730番地、731番地、814番地の一部、815番地の一部、816番地の一部、817番地の1の一部、818番地の一部、819番地、820番地の一部、821番地の一部、822番地の一部、823番地から830番地まで、831番地の1、831番地の2、832番地から836番地まで、837番地の一部、838番地の一部、839番地の一部、840番地、841番地の一部、843番地の一部、844番地から846番地まで、847番地の一部、848番地、849番地の一部、850番地、1201番地から1203番地まで、1204番地の1、1204番地の2、1207番地、1208番地、1211番地から1214番地まで、1233番地の一部、1234番地、1255番地、1256番地、1257番地の1の一部、1262番地から1264番地まで、1277番地の一部、1278番地、1279番地、1281番地から1284番地まで、1286番地の一部、1287番地、1288番地及びこれらの区域に隣接する道路・水路、堤である市有地の一部 |
| 日笠町 | 大野町 (一部) | 大野町39番地の一部、45番地の1の一部、51番地の一部、139番地の一部、140番地の一部、141番地、142番地、143番地の1、307番地の2の一部、715番地及びこの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部 |

別図1及び別図2 省略

(平成30年10月19日揭示済)

奈良市告示第580号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告します。

平成30年10月19日

奈良市長 仲川元庸
(平成30年10月19日揭示済)

奈良市告示第581号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

区域を別表のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

なお、別表の関係区域は、別図1(変更前)及び別図2(変更後)のとおりです。

平成30年10月19日

奈良市長 仲川元庸

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年10月19日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成30年10月19日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年10月19日揭示済)

奈良市告示第582号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(

平成20年法律第40号)第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定しましたので、次のとおり告示します。

平成30年10月19日

奈良市長 仲川元庸

| 指定番号 | 指定名称 | 概要 | 所在地 | 指定年月日 |
|------|---------------------|---|------------------|-----------------|
| 第9号 | The temple (寶珠寺) | 本堂 (木造平屋建、入母屋造、妻入、本瓦葺) 山門 (木造、薬医門、棧瓦葺) 塀 (土塀、棧瓦葺、東塀と西塀からなる) 庫裏 (木造平屋建、切妻造、棧瓦葺) 土地 (奈良市紀寺町663番地2) | 奈良市紀寺町 663番地2 | 平成30年 10月19日 |
| 第10号 | 木屋K I Y A | 主屋 (木造平屋建、棧瓦葺一部金属板葺) 土地 (奈良市紀寺町913番地2) | 奈良市紀寺町 913番地2 | 平成30年 10月19日 |

(平成30年10月19日揭示済)

奈良市告示第583号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年10月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年10月23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年10月23日揭示済)

奈良市告示第584号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年10月24日

奈良市長 仲川元庸

| 指定施術者の氏名 | | 施術の種類 | 指定年月日 |
|----------------|----------------|--------|-----------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | | |
| 石川 理恵 | | あんま | 平成30年9月1日 |
| いしかわ鍼灸マッサージ治療室 | 奈良県奈良市針町2717番地 | | |
| 石川 理恵 | | はり・きゅう | 平成30年9月1日 |
| いしかわ鍼灸マッサージ治療室 | 奈良県奈良市針町2717番地 | | |

(平成30年10月24日揭示済)

奈良市告示第585号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年10月24日

奈良市長 仲川元庸

| 指定施術者の氏名 | | 施術の種類 | 指定年月日 |
|----------|--------------|-------|-----------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | | |
| 小田 智佳 | | 柔道整復 | 平成30年9月1日 |
| やすらぎの整骨院 | 奈良県奈良市小川町1番地 | | |

(平成30年10月24日揭示済)

奈良市告示第586号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年10月24日

奈良市長 仲川元庸

| | |
|-------|--------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市柏木町519番地の23 |
| 申請者氏名 | 株式会社 吉川商事 代表取締役 吉川 彰浩 |
| 道路の位置 | 奈良市法華寺町1359番1の一部 |
| 道路の幅員 | 最大6.00m 最小4.78m |
| 道路の延長 | 34.223m |
| 指定年月日 | 平成30年10月24日 |
| 指定番号 | 第H3007号 |

(平成30年10月24日揭示済)

奈良市告示第587号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年10月25日

奈良市長 仲川元庸

| | |
|-------|---|
| 申請者住所 | 奈良市二名三丁目1053番地 |
| 申請者氏名 | 株式会社 松田建設 代表取締役 栄 義之 |
| 道路の位置 | 奈良市二名二丁目2460番10、2460番11、2460番74、2460番75及び2492番6の各一部 |
| 道路の幅員 | 最大6.00m 最小6.00m |
| 道路の延長 | 44.00m |
| 指定年月日 | 平成30年10月25日 |
| 指定番号 | 第H2907号 |

(平成30年10月25日揭示済)

奈良市告示第588号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により、下記のとおり飼育者不明の犬を収容しましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成30年10月25日

奈良市長 仲川元庸
記

収容日時：平成30年10月18日 15時40分

場所：都祁吐山町

種類：雑種犬

毛色：白・耳うす茶

性別：オス

推定年齢：1才

体格：大

備考：布製緑まだら首輪

(平成30年10月25日揭示済)

奈良市告示第589号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年10月25日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年10月25日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年10月25日揭示済)

奈良市告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年10月25日

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|--|-----------------------------|---|------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | | |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| ほほえみ訪問介護ステーション | 奈良県奈良市中山町1716番地の1 アネックス101号 | 居宅 訪問介護 | 平成30年6月1日 |
| 合同会社シャイン・ナビ | 奈良県奈良市中山町1716番地の1 | | |
| (平成30年10月25日揭示済) | | <p>とおりに指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。</p> <p style="text-align: center;">平成30年10月25日</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸</p> | |
| <p>奈良市告示第591号</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の</p> | | | |
| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | | |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所バリエ | 奈良県奈良市七条西町二丁目928番地 | 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) | 平成30年4月10日 |
| 社会福祉法人史明会 | 奈良県奈良市鹿野園町1584番地の2 | | |
| メビウスまほろばデイサービスセンター | 奈良県奈良市六条西四丁目6番20号 | 居宅 通所介護 通所型サービス(独自) | 平成30年7月1日 |
| 医療法人 康仁会 | 奈良県奈良市六条町102番地の1 | | |
| 訪問介護ステーション 佐保の里 | 奈良県奈良市宝来三丁目16番4号2階 | 居宅 訪問介護 訪問型サービス(独自) | 平成30年8月1日 |
| 株式会社ライフアート コミュニティ | 奈良県奈良市佐保台二丁目902番地の241 | | |
| クライムハイケア居宅介護支援事業所 | 奈良県奈良市瓦堂町22番地の1 サンコーポ瓦堂211 | 居宅介護支援事業(介護計画作成) | 平成30年8月1日 |
| 合同会社クライムハイカンパニー | 奈良県天理市川原城町374-5 | | |
| あすならホーム高畑訪問看護ステーション | 奈良県奈良市高畑町469番地の1 | 居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護 | 平成30年9月1日 |
| 社会福祉法人 協同福祉会 | 奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7 | | |
| あすならハイツあやめ池デイサービス | 奈良県奈良市あやめ池南二丁目2番16号 | 地域密着型通所介護 通所型サービス(独自) | 平成30年9月1日 |
| 社会福祉法人 協同福祉会 | 奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7 | | |
| 樹楽 富雄 | 奈良県奈良市富雄川西一丁目18番31号 | 地域密着型通所介護 | 平成30年9月1日 |
| 株式会社モロアス | 大阪府池田市建石町9番11号 | | |

| | | | |
|------------------|-------------------------------------|-------------------------|------------|
| リハプライド富雄 | 奈良県奈良市富雄北二丁目8番15号 ガーデンハイツ高川1F | 居宅 通所介護 通所型サービス (独自) | 平成30年10月1日 |
| 株式会社グッドライフ | 奈良県奈良市佐紀町3220番地の3 | | |
| サンライフ奈良ケアプランセンター | 奈良県奈良市南肘塚町205番地の1 | 居宅介護支援事業 (介護計画作成) | 平成30年10月1日 |
| 医療法人 清和会 | 奈良県奈良市南紀寺町五丁目53番地の1 | | |
| ヘルパー・め組 | 奈良県奈良市般若寺町164番地の7 レインボーマンション般若寺103号 | 居宅 訪問介護 訪問型サービス (独自) | 平成30年10月1日 |
| 株式会社R&S | 奈良県奈良市般若寺町164番地の7 レインボーマンション般若寺103号 | | |

(平成30年10月25日揭示済)

奈良市告示592号

平成30年度固定資産税1・2期、市県民税 (普通徴収) 1期、市県民税 (特別徴収) 7月分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第1 この督促状の調定年度及び期別

| 調定年度及び税目 | 期 別 | 発送年月日 | 納期限 |
|-----------------|-----|------------|------------|
| 平成30年度固定資産税 | 1期 | 平成30年6月20日 | 平成30年5月31日 |
| 平成30年度固定資産税 | 2期 | 平成30年8月20日 | 平成30年7月31日 |
| 平成30年度市県民税 (普徴) | 1期 | 平成30年7月20日 | 平成30年7月2日 |
| 平成30年度市県民税 (特徴) | 7月 | 平成30年8月31日 | 平成30年8月10日 |

2 この公示送達により変更した後の差押可能日
平成30年11月6日

3 送達を受けるべき者
省略

(平成30年10月26日揭示済)

20条の2及び奈良市税条例 (昭和46年奈良市条例第12号) 第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成30年10月26日
奈良市長 仲川 元 庸

奈良市告示第593号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和59年奈良市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年10月26日
奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成30年10月26日

3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅及び近鉄奈良駅周辺
自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年10月26日揭示済)

奈良市告示第594号

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。

平成30年10月29日
奈良市長 仲川 元 庸

1 申込み・受付

(1) 募集区画
寺山霊苑 20区画 (A東募集区11区画、A西募集区4区画、B東募集区2区画)
(C西募集区 3区画)
七条町南山墓地 4区画

(2) 募集内容
ならしみんだより11月号及び奈良市ホームページに掲載します。
使用申込書及び使用申込案内は、生活環境課・各出張所・各行政センター・各連絡所及び市民サービスセンターで配布します。

(3) 申込資格
奈良市に住民登録があり、現に居住している世帯主
※ 申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を満たさない場合は、当選が無効になります。

(4) 申込期間
ア 持参による申込みの場合
平成30年11月1日 (木) から11月26日 (月) まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

提出先：奈良市役所市民生活部生活環境課（奈良市役所東棟1階）

イ 送付による申込みの場合

平成30年11月1日（木）から11月26日（月）【必着】

送付先：奈良市役所市民生活部生活環境課

(5) 申込時間

持参による申込みの場合

午前8時30分から午後5時15分まで

(6) 注意事項

ア 持参による申込みの場合 申込書に必要な事項を記入のうえ、抽選結果送付用92円切手1枚と共に申込場所に提出してください。

イ 送付による申込みの場合 申込書、受付控送付用82円切手1枚及び抽選結果送付用92円切手1枚を同封し、送付してください。

ウ 持参による申込みの場合 記載事項の確認のため、内容の分かる方が直接申し込んでください。

エ 1世帯1区画とし、世帯主で申し込んでください。

オ いずれか一つの募集区を決めて申し込んでください。

カ 一度申込みされた後の募集区の変更はできません。

キ 申込状況の問合せについては原則お答えできません。

ク 使用許可後3年以内に碑石等を建設してください。建設されないときは、使用許可を取り消すことがあります。

ケ 当選後の辞退は特別な理由がない限り認めません。

※ 申込みにあたり、資格条件を満たしていない場合や、上記事項が守れていない場合は無効になります。

2 公開抽選（申込者多数の場合）

(1) 抽選日時

平成30年12月3日（月）午前10時から

(2) 抽選場所

奈良市役所北棟2階第16会議室

(3) 抽選結果については、封書で通知します。

(4) 電話での問合せはご遠慮ください。

3 使用許可申請

(1) 申請期間

平成30年12月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 申請時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申請場所

奈良市役所市民生活部生活環境課（奈良市役所東棟1階）

(4) 当選通知書、使用許可申請書、申込受付控、住民票（申請者のみで続柄記載のもの）及び印鑑を持参してください。

(5) 申請時に資格審査を行い、その後墓地使用許可書を

お渡しします。

4 墓地使用料の払込み

(1) 納付期限

平成31年1月10日（木）まで

(2) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機関で納付してください。なお、使用許可申請時に当初使用料・年間使用料を直接納付していただいても結構です。

(3) 納付期限までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

5 使用開始

平成31年2月1日（金）から使用を開始します。

6 連絡先

奈良市役所市民生活部生活環境課

0742-34-3502（ダイヤルイン）

（平成30年10月29日揭示済）

奈良市告示第595号

平成30年12月2日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなく、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第1項及び第4項の規定により公告します。

平成30年10月29日

奈良市長 仲川元庸
記

| | |
|---------------------------------|----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 8人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 0人 |
| 3 宅地の所有者が選挙すべき委員の予備委員の数 | 4人 |
| 4 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の予備委員の数 | 0人 |

（平成30年10月29日揭示済）

奈良市告示第596号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を再開した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年10月30日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 再開年月日 |
|-------------|--------------------|------------|
| 医療法人 森川内科医院 | 奈良県奈良市登美ヶ丘一丁目2番16号 | 平成30年9月19日 |

(平成30年10月30日掲示済)

りましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年10月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があ

| | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更年月日 |
|---|-------------|------------------|-----------|
| 旧 | ファミリー薬局 奈良店 | 奈良県奈良市三条町321番地の4 | 平成30年9月1日 |
| 新 | オレンジ薬局 奈良店 | 奈良県奈良市三条町321番地の4 | |

(平成30年10月30日掲示済)

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年10月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

| | 指定介護機関 | | 開設者 | 変更年月日 |
|---|-------------|------------------|---------------|-----------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 旧 | ファミリー薬局 奈良店 | 奈良県奈良市三条町321番地の4 | 株式会社プチファーマシスト | 平成30年9月1日 |
| 新 | オレンジ薬局 奈良店 | 奈良県奈良市三条町321番地の4 | 株式会社プチファーマシスト | |

(平成30年10月30日掲示済)

及び指定介護予防サービス事業者より廃止の届出がありましたので、同法第78条第2号、第78条の11第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成30年10月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第599号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者
【地域密着型通所介護】

| 事業所番号 | 事業所 | | 事業者 | | | 廃止年月日 |
|------------|--------------|-----------------|-------------------|----------------|---------------|-------------|
| | 所在地 | 名称 | 法人所在地 | 法人名 | 法人番号 | |
| 2990100477 | 奈良市六条二丁目4番8号 | 茶話本舗デイサービス奈良六条亭 | 東京都台東区浅草橋2丁目2番10号 | 株式会社日本介護福祉グループ | 9010601033075 | 平成30年10月31日 |

【訪問介護】

| 事業所番号 | 事業所 | | 事業者 | | | 廃止年月日 |
|------------|--------------------|-------------------|--------------------|-----------------|---------------|-------------|
| | 所在地 | 名称 | 法人所在地 | 法人名 | 法人番号 | |
| 2970107070 | 奈良市針町786番地の2 | リッスンホームヘルプセンター都祁店 | 奈良市法蓮町1348番地 | L I S T E N株式会社 | 3160001004295 | 平成30年11月1日 |
| 2970100984 | 奈良市西大寺赤田町一丁目7番1-2号 | こがねの里ホームヘルプセンター | 奈良市西大寺赤田町一丁目7番1-2号 | 社会福祉法人秋篠茜会 | 7150005001047 | 平成30年11月30日 |

【(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売】

| 事業所番号 | 事業所 | | 事業者 | | | 廃止年月日 |
|------------|---------------------------|------------|---------------------------|----------------|---------------|-------------|
| | 所在地 | 名称 | 法人所在地 | 法人名 | 法人番号 | |
| 2970100299 | 奈良市大宮町六丁目1番地の11 新大宮第2ビル3F | まほろばケアセンター | 奈良市大宮町六丁目1番地の11 新大宮第2ビル3F | 株式会社まほろばケアセンター | 9150001002245 | 平成30年10月31日 |

(平成30年10月30日揭示済)

奈良市告示第600号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年10月31日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成30年6月12日 奈良市指令整開 第18A-11号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年10月31日 第1657号
公共施設 平成30年10月31日 第805号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市秋篠町678番1の一部、679番1、685番1及び686番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺東町二丁目1番63号
三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市秋篠町678番1の一部、685番1の一部及び686番の一部
 - 下水道
奈良市秋篠町678番1の一部

(平成30年10月31日揭示済)

奈良市告示第601号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年10月31日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成30年6月12日 奈良市指令整開 第18A-12号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年10月31日 第1658号
公共施設 平成30年10月31日 第806号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市秋篠町666番10、669番1、670番1、671番1、

671番3、672番2、673番1、679番3、683番3、684番1の一部及び684番19の一部

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺東町二丁目1番63号
三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
- 5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路
奈良市秋篠町666番10、669番1の一部、670番1の一部、671番1、671番3、672番2、673番1、679番3、683番3、684番1の一部及び684番19の一部
- (2) 下水道
奈良市秋篠町666番10の一部、670番1の一部、671番1、671番3の一部、672番2の一部、673番1の一部及び679番3一部

(平成30年10月31日揭示済)

奈良市告示第602号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに該当区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のように定めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成30年10月31日

奈良市長 仲川元庸

- 1 実施区域 別図のとおり
- 2 実施期日 平成31年1月21日
- 3 住居表示の方法 街区方式
街区符号及び住居番号については、実施期日以降、奈良市市民活動部地域活動推進課において閲覧に供します。別図省略

(平成30年10月31日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年10月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

協働推進課

監査結果公表日 平成29年4月6日
(奈良市監査委員告示第7号)
措置結果通知日 平成30年10月3日

| 【監査の結果】 | 【措置の内容】 |
|---|--|
| <p>(1) 公園ボランティア制度及びグリーンサポート制度で加入しているボランティア活動保険について、両制度への参加者の保険が二重加入となっている事例が見受けられた。</p> <p>複数口加入しても補償は1口分のみであるため、二重加入が無いことを確認した上で申し込まれた。</p> <p>(2) 職員1人の市外旅費において、JR東京駅から目的地(江東区)までの交通費を支給していた。また、委員(非常勤職員)1人の費用弁償において、在勤地(中野区)からJR東京駅までの交通費を支給していた。</p> <p>人事課が示す、「交通費計算上の「最寄り駅」の考え方」によると、交通費は在勤地(本庁の場合は新大宮駅)から最寄り駅までを支給することとなり(非常勤職員に対する費用弁償も同様)、東京23区内の場合、交通費計算上の最寄り駅は全てJR東京駅とされている。それぞれ適正に支給されたい。</p> | <p>(1) 平成30年度から、従事者名簿の様式を変更し、両制度への参加者の保険が二重加入にならないよう確認し、申し込むよう改めた。</p> <p>(2) 過払いとなっていた職員1人の市外旅費及び委員の1人の費用弁償について、東京からの私鉄運賃(往復)について、戻入処理を行った。</p> |

(平成30年10月30日揭示済)

教育委員会

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月30日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会規則第13号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和32年奈良市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の出席簿は、「統合型校務支援システム(電子計

算機を利用して校務に関する事務を行うための情報処理システムをいう。)」で作成されるものをもってこれに代えることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校教育法施行細則第12条の規定は、平成30年9月1日から適用する。

(平成30年10月30日揭示済)